

秋田市告示第97号

秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市中心市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市山王一丁目1番1号  
中央地域づくり協議会  
会長 佐々木 政 昭
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで